

タイトル	欧州統計システムにおける統計品質活動の到達点
著者	水野谷, 武志
引用	北海学園大学経済論集, 58(4): 77-93
発行日	2011-03-31

## 《論説》

欧州統計システムにおける統計品質活動の到達点<sup>1</sup>

水野谷 武 志

## 1. はじめに

本稿の課題は、2005年の欧州統計実践規約（European Statistics Code of Practice, 以下 CoP）の採択後に、欧州統計システム（European Statistical System: ESS）が統計の品質改善<sup>2</sup>を実行していく最近までの動向を整理し、日本にとって参考となりうる点を考えることである。ESSとは、欧州における統計の生産・配布に責任を持つ諸機関の連携のことであり、諸機関には欧州連合統計局（Eurostat）と各加盟国の統計諸機関が含まれる。

ESSに限らず、国際的な統計品質論の動向については、伊藤陽一や水野谷が、関連する会議報告書と公式文書の翻訳、関連テーマで執筆した論文を収録する形で法政大学日本統計研究所『統計研究参考資料』で計8回、出版してきた（伊藤1999, 2002, 2005, 2009, 2010, 水野谷2006, 伊藤・水野谷

2007, 2010）。その中で特にESSの活動についてまとめた最近の号はNo.102（2009年）の「統計の品質論(6)—ESSにおける統計品質論と実践（論文と翻訳資料）」である。ただし、2005年以降の最新動向を整理しているわけではない<sup>3</sup>。

水野谷（2006）においてESSの動向をふくめて国際動向について2004年前後まで調べてまとめたが、2005年にCoPが発行された後に、統計品質に関わる各種報告書や公式文書が現在までに数多く公表されている。これらはESSにおける長年の諸活動の成果であり、国際的にも重要な資料とみなしうるにもかかわらず、日本ではあまり紹介・検討されていない<sup>4</sup>。そこで本稿では、第1に、この成果について関連する公式文書を手がかりに整理し<sup>5</sup>、第2に、新統計法の下に進めら

<sup>1</sup> 本稿は、経済統計学会第54回全国研究大会（2010年9月16～17日、大分大学）及び立教大学経済学部・学部研究プロジェクト（理論研究）第5回研究会（2010年12月8日、立教大学）で発表した内容と質疑応答をもとにまとめたものである。

<sup>2</sup> ESSの品質活動に関する主要文書はEurostatの品質ウェブサイト

（<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/quality/introduction>）において入手できる（2011年2月10日アクセス）。

<sup>3</sup> 伊藤（2010）ではESSをふくめた主要国際機関及び主要国のデータ品質構成要素について詳細な検討と独自の見解が示されている。

<sup>4</sup> 総務省政策統括官付国際統計管理官室（2010）は後述する新欧州統計法の条文を日本語に翻訳して参考になる。

<sup>5</sup> ESSの品質関連文書は膨大であり、重要な文書の見落としや文書の読み込み不足による誤った解釈が本稿にはふくまれうる点で、ここでの整理は暫定的なものであることに注意されたい。文中の誤りはもちろんすべて筆者に帰するものであるが、読者からの批正を賜れば幸いである。また、本稿ではESS全体の動向や活動の枠組みを中心に追っている点でやや抽象的な説明になっている。より個別具体的な検討、たとえば、個別の品質活

表 1 CoP 発行までの主な関連動向年表

	政府財政統計に関する動向	統計の品質に関する動向
1990 年代後半		総合的品質管理の考え方を基礎に Eurostat が組織的な検討開始
1998 年		Eurostat から品質関連の報告書が公表され、その一部がメキシコで開催された IAOS 会議で発表される。
1999 年	ユーロ導入 (11 カ国)	統計の品質に関する指導グループ (LEG) の設置
2001 年	ギリシャがユーロ導入	第 1 回 Q 会議がスウェーデンで開催。そこで LEG の最終報告書 (ESS の品質宣言、品質についての勧告、勧告の実施を検討するグループの設置) が発表される。
2002 年	欧州委員会が財政統計の作成及び報告などに関する最良実践規約 (Code of best practice) を採択し、加盟国が 2003 年に提出予定の財政統計への適用を求めた。	Eurostat が LEG の最終報告書と関連文書をまとめた「ESS の品質：進むべき道」を発行
2003 年		Eurostat が「統計における品質の定義」を発行
2004 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 月に ECOFIN が欧州委員会に対して国家統計機関の制度的諸条件の最低基準を 2005 年 6 月までに作成するよう要請</li> <li>● 9 月にギリシャの政府財政赤字のデータが修正される。</li> <li>● 12 月に欧州委員会が「財政統計のための欧州統治戦略に向けて」を採択し、その中で国家統計局の独立性に関する基準の設立が提案される。</li> </ul>	第 2 回 Q 会議がドイツで開催し、LEG 勧告の実行状況、品質指標、データ品質管理のための自己評価法などについて報告される
2005 年	2 月に ESS (SPC) が CoP を採択、5 月に欧州委員会が欧州連合理事会と欧州議会に CoP を勧告	

出所：会田 (2009) および伊藤訳著 (2009) を参考に筆者が作成。

注：Eurostat＝欧州連合統計局，LEG＝Leadership Group on Quality，IAOS＝International Association for Official Statistics (ISI の分野別組織の 1 つ)，ECOFIN＝Economic and Financial Affairs (欧州連合理事会の分野別組織の 1 つ)，SPC＝Statistical Programme Committee (欧州における統計計画の意思決定機関，2009 年からは European Statistical System Committee：ESSC に組織変更)

れている日本における公的統計の整備にとって参考になりうる点を考える。

## 2. CoP の発行に至る経緯

CoP 発行の背景には大きく 2 つの流れがあった (表 1 参照)。

1 つは、1990 年代後半から始まった統計品質に関する諸活動の成果という側面である。まず、1990 年代後半に Eurostat は総合的品質管理を参考に組織的な検討を開始し、1998 年にはいくつかの報告書を公表し、一部を国際政府統計協会 (IAOS) メキシコ大会で報告した。1999 年に統計プログラム委員会

動 (品質評価の諸手法、品質報告、利用者満足度調査など)、各国における ESS の品質活動への適応状況、個別分野統計の品質活動などについて検討が重要であると思われるが、これらは別稿に譲りたい。

(Statistical Programme Committee: SPC) は、品質問題を集中的に検討する作業グループとして「統計の品質に関する指導グループ (Leadership Group on Quality: LEG)」の設置を決定し、2001年に「政府統計の品質に関する欧州会議」の第1回(品質=qualityの頭文字をとってQ会議あるいは開催年を付してQ 2001と呼ばれている)がストックホルムで開催され、LEGの最終報告書が発表された<sup>6</sup>。報告書には、「ESSの品質宣言」、品質改善に向けた勧告リスト(22項目)がふくまれる。勧告リストの最終項目であるNo.22は、勧告を実行に移す作業グループ(LEG品質実行グループ)の設置を提案している。2003年にEurostatが「統計における品質の定義」(Eurostat 2003)を発行し、2004年の第2回欧州品質会議(Q 2004)において、LEG勧告の実行状況、品質指標などについて報告した。

もう1つの流れは、市場や通貨の統一化が進展するEUにとって、各国政府による財政統計の重要性が増す中で財政統計の改善が要請されたという側面である<sup>7</sup>。2002年に欧州委員会が財政統計の作成及び報告などに関する最良実践規約を採択し、2004年に欧州連合理事会(経済財務相理事会: ECOFIN)が欧州委員会に対して国家統計機関の制度的諸条件の最低基準を2005年6月までに作成するよう要請した。2004年に欧州委員会が「財政統計のための欧州統治戦略に向けて」を採択し、その中で国家統計局の独立性に関する基準の設立を提案した。

以上の2つの流れの結果として、2005年2月にSPCがCoPを採択し、同年5月に欧州委員会が欧州連合理事会と欧州議会に

CoPを勧告した。CoPの基礎となる文書は「ESSの品質宣言」<sup>8</sup>と「統計における品質の定義」(Eurostat 2003)であり、さらに国連、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)などのESS以外の品質枠組みも参考にして作成されている点で、国際的な品質論議の先端的な成果とみなせる。

### 3. CoP 公式文書の概要及び注目点

CoPの条文は、欧州委員会が2005年5月25日に採択した、国家及び共同体の統計機関における独立性、誠実性(integrity)、説明責任に関する「通知(Communication)」(Commission of the European Communities 2005a)と「勧告(Recommendation)」(Commission of the European Communities 2005b)がセットになった公式文書のうち、「勧告」に掲載されている。「通知」には、CoPの作成背景、原則、実行方法などが説明され、「勧告」においてCoPの全条文が収録されている。

CoPにはESSを構成する統計機関が実践すべき15の原則が明記され、各原則にはそれがどの程度実践に移されているかを評価する指標が明示されている。15の原則は3つの分野に配置されており、具体的には：

「制度的環境」—①専門的独立性、②データ収集のための権限、③資源の十分性、④品質公約、⑤統計的匿名性、⑥公平性と客観性、

「統計的過程」—⑦堅実な方法、⑧適切な統計手続き、⑨過重でない回答者負担、⑩費用効率性

「統計生産物」—⑪適合性、⑫正確性と信頼性、⑬適時性と時間厳守生、⑭整合性と比較可能性、⑮アクセス可能性と明瞭性

<sup>6</sup> 翌年にLEG最終報告書を含むこれまでの研究成果をまとめた報告書が公表された(Eurostat 2002)。

<sup>7</sup> この点については会田(2009)を参考にした。

<sup>8</sup> Eurostat 品質ウェブサイト→Related quality initiatives→ESS Quality Declaration (PDF) (2011年2月10日アクセス)

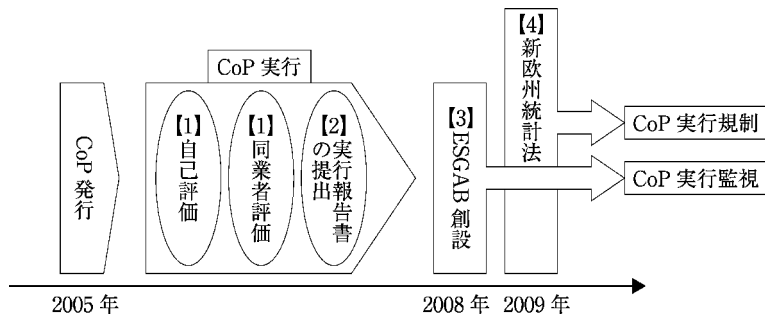


図 1 CoP 発行から新欧州統計法発布までの流れ  
注：【1】～【4】は本稿第 3 節の番号に対応する。

である（付録 1 参照）。

「通知」文書において注目すべきは、CoP を実質化するために CoP を実行し監視する 4 つのしくみ、すなわち、【1】EU 加盟国と Eurostat は CoP に基づく自己評価及び同業者評価を向こう 3 年間で実施すること、【2】欧州委員会（Eurostat）は 3 年後に欧州議会と欧州連合理事会に対して 3 年間の CoP 実行状況についてまとめた報告書を提出する、【3】CoP の実行状況を監視し、ESS の統計活動全般において助言を与える外部諮問機関を設置する、【4】将来的には CoP の法制化も視野に入れることを明記した点である。以上の 4 点はその後すべて実行に移される。以下では 4 点の内容を簡単にみる。CoP 発行から 4 点が実施されるまでの流れを筆者なりにまとめると図 1 のようになる。

#### 4. CoP 発行後の実行結果<sup>9</sup>

##### 4.1 自己評価の実施（上記 3.【1】に対応）

2005 年 10 月～2006 年 1 月に EU 全加盟国（25 カ国）+ $\alpha$ （ブルガリア，アイスランド，

ノルウェー，リヒテンシュタイン）の国家統計機関（National Statistical Institutes, 以下 NSIs）と Eurostat の計 30 の統計当局において CoP の原則と指標にもとづく共通の調査票（Eurostat 2005）による自己評価が実施され、その結果が 2006 年 5 月に発表された（Eurostat 2006a, 2006b）。なお、この自己評価結果において統計の生産過程を評価する方法が多くの中で十分に発達していないことが判明し、それを受けて、2007 年に生産過程を含む統計データの評価方法について体系的な説明を与えるハンドブックが発表された。（Ehling and Korner eds. 2007）

##### 4.2 同業者評価の実施（上記 3.【1】に対応）

2006～08 年に EU 全加盟国（27 カ国）+ $\alpha$ （アイスランド，リヒテンシュタイン，ノルウェー，スイス）の NSIs と Eurostat の計 32 の統計当局において CoP の原則 1～6（制度的環境に関する原則）及び 15（統計生産物に関する原則）に対応する実行指標をもとに同業者による評価が実施された。同業者は他国の国家統計機関幹部 2 名（異なる国から 1 名ずつが Eurostat によって提案される）と Eurostat の専門家 1 名で構成された。評価にあたっては評価する側（Peer）とされる側（統計当局）のそれぞれに詳細なガイドライン（Eurostat 2007a, b）が用意された。

<sup>9</sup> 参考文献として、CoP の自己評価と同業者評価の結果を紹介した伊藤（2007：23-28）、同業者評価を紹介した水野谷（2008）がある。

自己評価結果を補強することが同業者評価の目的の1つとされ、同業者は評価対象国が作成した自己評価報告書を評価の参考とした。各国の結果報告書がEurstatの品質サイトに2006～09年に掲載された<sup>10</sup>。各国の報告書はPeer用ガイドラインに定められた共通の様式で30ページ前後にまとめられている。報告書には対象となるCoP原則の指標にもとづく評価(4段階評価:①完全に満たしている,②概ね満たしている,③部分的に満たしている,④満たしていない)、NSIの調整役割、主要な良い実践、評価者からの改善提案、CoPに沿って今後取られうる改善行動一覧などが含まれる。

#### 4.3 実行報告書の提出(3.【2】に対応)

各国から提出された上記の自己評価と同業者評価結果を集約する形で、欧州委員会(Eurostat)がCoP実行に関する報告書をまとめ、2008年10月に欧州議会及び欧州連合理事会に提出した(Commission of the European Communities 2008a)<sup>11</sup>。この報告書には、計32の統計当局におけるCoPの原則1～6及び15に対応する指標(計35指標)の実行程度が4段階評価で示された要約表があり、全体的な実行状況をみるのに便利である。また、報告書の付録として、同業者評価作業(2006～08年)によって認識された、CoP実行に向けた改善行動がNSIごとにリストアップされている(Commission of the European Communities 2008b)。

#### 4.4 ESGABの設置(3.【3】に対応)

2008年3月に欧州議会と欧州連合理事会の決定(Decision No 235/2008/EC)によ

り、欧州統計ガバナンス諮問委員会(European Statistical Governance Advisory Board: ESGAB)が新たに設置された。この委員会は7名の統計専門家から構成されている。ESGABの主要な任務は、ESS全体のCoPの実行状況を独自に評価し、その結果を欧州議会と欧州連合理事会に年次報告書として提出することである。

年次報告書作成のために、Eurostatは毎年、ESGABに対してESSにおけるCoP実行状況を報告することになっており、2009年の報告書がESGABに提出された(Eurostat 2009a)。この報告書は、2008年の実行報告書の付録(上記4.3)で示された改善行動の2009年までの進捗状況と、CoP原則の指標の実行状況における最新情報をまとめたものである。

以上のEurostatの報告書を受けてESGABは初めての年次報告書を2009年版として発表した(European Statistical Governance Advisory Board 2009)。今回の評価対象は時間的な制約によりCoPの原則1, 3, 4に限定されおり、また、特定国についての指摘や評価はなく、ESS全体に対する評価となっている。結論の1つとして、CoP実行に向けた改善行動は実行に移されているが、残された改善行動もかなりあるので、CoP原則の完全遵守に向けて残された行動の実行を勧告している。

### 5. 新欧州統計法の発行(3.【4】に対応)

#### 5.1 概要

2009年3月11日に欧州議会と欧州連合理事会は欧州統計に関する規則を採択した(European Parliament and the Council 2009, Eurostat 2010)。既存の統計関連諸法に取って代わるだけでなく、上述したCoPやESGABといった新しい内容も加えた、

<sup>10</sup> Eurostat 品質ウェブサイト→European Statistics Code of Practice→Peer reviews (2011年2月10日アクセス)を参照されたい。

<sup>11</sup> 伊藤(2009)の資料13で訳出されている。

欧州における新しい統計の枠組みである。この規則は 5 章からなる。以下に各章のポイントを示す<sup>12</sup>。

### 第 1 章—一般規定：

第 1 条冒頭で「この規則は欧州統計の開発、生産、配布に関わる法的枠組みを設定する」とした。この規則では「欧州統計の開発、生産、配布」という表現が頻出するが、第 3 条では用語として「生産」を統計の収集、貯蔵、処理、分析に関わる活動、「開発 (development)」を統計の生産や配布に関する方法を改善したり新しい統計を設計したりする活動、「配布」を統計や統計分析に利用者がアクセスできるようにする活動、と定義としていて、「開発」と「配布」の定義は従来の法的枠組みになかったものである。

第 2 条「統計の原則」では、欧州統計が開発・生産・配布される原則として「専門的独立性」、「公平性」、「客観性」、「信頼性」、「統計の秘匿性」、「費用効果」を掲げ、各原則について簡単な説明を与えている。

### 第 2 章—統計のガバナンス：

第 4 条「ESS」では ESS が法的枠組みの中で初めて定義された。

第 7 条「ESS 委員会 (European Statistical System Committee)」では ESS 委員会の設置が定められた。これは従来の SPC (Statistical Programme Committee)<sup>13</sup> に代

わる新しい組織で、各加盟国の中央統計局長が委員となって、欧州レベルの統計活動だけでなく CoP の改善についても審議する委員会である。

第 8 条「他機関との協力」、第 9 条「ESCB との協力」では、欧州統計諮問委員会 (European Statistical Advisory Committee: ESAC<sup>14</sup>)、ESGAB、欧州中央銀行システム (European System of Central Banks: ESCB) と協力すべきことが明記された。

第 11 条「CoP」では、CoP は ESS 委員会によって評価及び更新されることとされた。

第 12 条「統計の品質」では、統計生産物の品質を保証する基準として「適合性」、「正確性」、「適時性」、「時間厳守性」、「アクセス可能性と明瞭性」、「比較可能性」、「一貫性」を掲げ、簡単な説明を与えている。さらに、各加盟国は Eurostat に提出するデータについてはその品質報告書も提出することとされている。

### 第 3 章—欧州統計の生産：

第 13 条「欧州統計プログラム」では、このプログラムが欧州統計の開発・生産・配布に関する最大 5 年間の行動計画となり、この計画は Eurostat が原案を作成し、ESS 委員会に諮問することとしている。

### 第 4 章—欧州統計の配布：

第 18 条ではすべての利用者が等しく欧州統計にアクセスできるように必要な支援を提供すべきとしている。

第 19 条では匿名化処理されたマイクロデータである「一般公開型ファイル (public use

<sup>12</sup> 全条文の翻訳については総務省政策統括官 (統計基準担当) 付国際統計管理官室 (2010) を参照されたい。

<sup>13</sup> 1989 年に設立。各加盟国の統計機関長が集まって欧州レベルの統計プログラムと国内の統計プログラムを調整する役目があった。1989 年以前は、年 1 回開催された DGINS (Directeurs Généraux des Instituts Nationaux de Statistique, 国家中央統計局長) 会議がその役目を果たしていた。DGINS 会議は引き続き現在まで開催されている。

<sup>14</sup> 2008 年に新設された委員会。欧州統計の利用者や回答者を代表する 24 人のメンバーから構成され、ESS の統計計画において利用者の要望や回答者の負担が考慮されるよう助言する。

files)」を提供できることが初めて定められた。

#### 第5章—統計の秘匿性 (Confidentiality) :

第20条で秘匿データの保護が謳われる一方で、第21条では、ESSのパートナー内(例えば加盟国同士あるいは加盟国からEurostatへ)における秘匿データの受け渡し(transmission)を可能にすることが定められている。

第23条では科学的な目的において秘匿データへのアクセスが可能であることが定められている。

第24条では、欧州統計の開発・生産・配布のために必要と認められる範囲において、NSIsやEurostatが行政記録へアクセスできることが定められている。

#### 5.2 ESS品質活動(CoP)からみた新欧州統計法の意味

新欧州統計法の対象は広範囲であるが、CoPと関わるのは、①第2条の「統計の原則」はCoPの原則1, 6, 12, 5, 10に対応し、②第11条がCoPを認知しさらなる改善をESS委員会に託し、③第12条で掲げられた品質の基準は、CoPの原則11, 12, 13, 15, 14に対応し、④第12条で各加盟国にEurostatへの品質報告書の提出を義務づけている点である。

新欧州統計法施行前まではESSにおける品質活動の到達点はCoPとその実行活動にあったが、それはあくまでも自主規制的なものであり拘束力を持っていなかった。EU立法においてもっとも強制力が強い「規則」として発行された新欧州統計法の中にCoPの主要な原則が盛り込まれたことにより、CoPの遵守が強く求められることになった。さらに、欧州統計の作成のために各加盟国がEurostatに提出するデータには品質報告書をつけることが定められた。恐らくこの規定に対

応すべく、Eurostatは品質報告書についてのこれまでの研究蓄積を元に*ESS Standard for Quality Report*及び*ESS Handbook for Quality Report*を2009年に相次いで発行したと思われる(Eurostat 2009b, c)。

#### 6. 日本の政府統計における品質関連の動向

以上のようなESS動向から日本への示唆を考える前に、日本の政府統計における品質関連の最近動向を簡単にみておきたい。

2007年に公布された新統計法にもとづいて、新たに設置された統計委員会が「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「統計基本計画」)を作成し、これが2009年3月に閣議決定され、2009年4月から「統計基本計画」が実行され、もって新統計法の全面施行となった(総務省2009)。「統計基本計画」は向こう5年間(2009~13年度)で公的統計を整備するための基本的な方針とそれを具体化する施策をまとめている。「統計基本計画」の中で国際的な統計品質論を参考にした改善措置をとると明記した箇所があった。

2010年6月18日に総務省が「平成21年度 統計法施行状況報告」(以下「施行状況報告」)を公表した(総務省政策統括官(統計基準担当)2010)。これは「統計基本計画」の1年目にあたる、2009年度における計画実施の進捗状況をまとめたものである。「施行状況報告」の中には「統計基本計画」で講じる予定の各施策について2009年度に何を実行あるいは検討したかについての具体的な実績が記述してあり、統計の品質に関する改善措置の具体的な進捗状況もみることができる(付録2参照)。

2009年度の主な実績として「公的統計の品質に関するガイドライン」の作成・公表と日本品質管理学会との連携が「施行状況報告」に掲載されているので、この2つを以下



で少し詳しくみる<sup>15</sup>。

## 6.1 「公的統計の品質に関するガイドライン」<sup>16</sup>

2010年3月31日付けで各府省統計主管課長等会議申し合わせにより標記ガイドラインが作成された(総務省統計局2010)<sup>17</sup>。本文3ページ, 別紙7ページ(別紙1~3)の短い文書である。ガイドラインの目的は、「各府省は本ガイドラインを踏まえ, 所管の統計について, 統計の品質表示を含めた統計の品質に関する自己評価及びその評価結果の活用に取り組む」(1頁)ことである。

ただし, 本文の「1 はじめに」にも書いているように, このガイドラインは試行的な段階であり, 絶えず見直しされるとしている。

ガイドラインには, 公的統計の品質要素及び定義(別紙1), 公的統計の品質表示事項(案)(別紙2), 公的統計の品質評価の観点・評価事項(例)(別紙3)が掲載されており, 1ないし2件の統計を例にとり, 実際に別紙2と3をあてはめて試行的に評価する予定である。また, 今後のガイドラインの推進については, 2011年度当初までに向こ

う3年間(2011~13年度)の品質表示及び品質評価の実施計画を策定・公表する予定である。

## 6.2 日本品質管理学会との共同研究開発

統計委員会は日本品質管理学会に対して統計の品質評価に関する研究を要請し, 日本品質管理学会が研究会を立ち上げた。研究会には総務省政策統括官(統計基準担当)も入っている。この研究会の成果の一部が2010年度統計関連学会連合大会(場所: 早稲田大学早稲田キャンパス)の日本品質管理学会企画セッション「調査の質マネジメント」(2010年9月7日)で発表された。

上記セッションでは3本の報告, すなわち①山田秀(筑波大学ビジネス科学研究科教授)「質マネジメント基本原理とマネジメントシステム」, ②鈴木稲博(日本マーケティング・リサーチ協会専務理事)「ISO 20252による市場・世論・社会調査の質的マネジメント<sup>18</sup>」, ③田中隆(公益財団法人日本適合性認定協会)「ISO 20252 マーケットリサーチサービス製品認証・認定制度」があった。①は経営学分野における品質管理及びそのシステムについての一般的な説明, ②は日本マーケティング・リサーチ協会におけるISO 20252取得に向けた取り組みの紹介, ③は日本でISO 20252を認証する方法についての紹介であった。

<sup>15</sup> 2010年9月30日に統計委員会は「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」を発表した。この報告書には, 新統計法の規定にもとづき, 統計委員会が「施行状況報告」を審議した結果と, それを踏まえて, 関係する行政機関の長に対する統計委員会の意見がまとめられている。「施行状況報告」は多分野の課題をふくむため, 今回の「審議結果報告書」では, 全体に影響を及ぼし, また急を要するような重要な統計に関する事項に絞って, 意見を述べることであり, 統計の品質に関しては特に検討されたり, 取り上げられなかったりしてはいない。

<sup>16</sup> 経済統計学会政府統計研究部会事務局(2010)でこのガイドラインが取り上げられ, 簡単なコメントがつけられた。

<sup>17</sup> 総務省統計局のウェブページ(<http://www.stat.go.jp/index/seido/houki.htm>)で公開されている(2011年2月10日アクセス)。

<sup>18</sup> ISO (International Organization of Standard, 国際標準化機構) 20252の正式名称は「Market, opinion and social research: Vocabulary and service requirements (市場・世論・社会調査一用語及びサービス要求事項)」である。これは主に民間調査会社による市場調査における品質管理基準を定めたものである。一ノ瀬(2008)ではISO 20252の設立経緯などが解説されている。

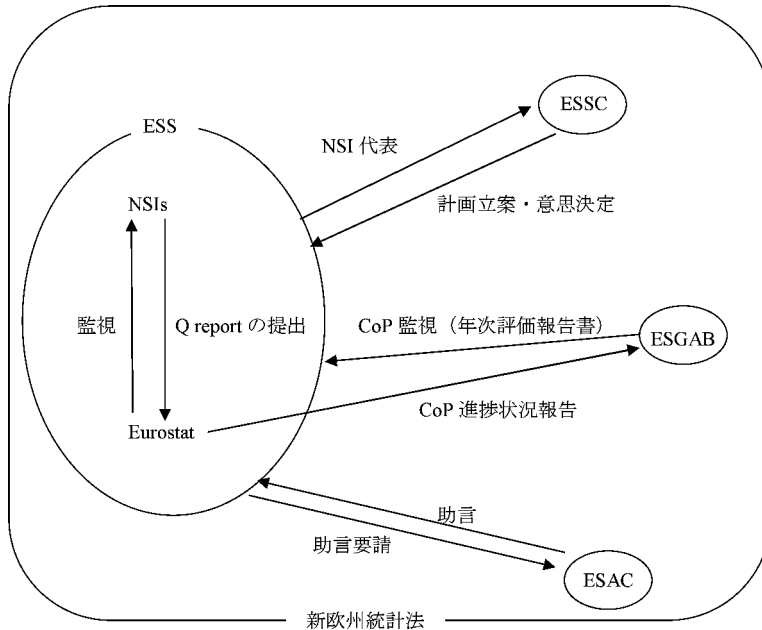


図2 ESS における品質改善の実行の枠組み

## 7. さいごに：ESS における品質活動の特徴及び日本への示唆

ESS は、2005 年発行の CoP を実質化すべく、諸原則に照らして評価し、問題点の改善を実行しながらも、EU 立法の中で最も拘束力のある「規則」という形で新統計法を 2009 年に制定し、CoP の諸原則の履行と改善活動をさらに継続・強化しようとしている。改善活動を継続・強化するために、Eurostat は加盟国が参照すべき各種説明文書（ハンドブックなど<sup>19</sup>）をこの間、用意し発行してきた。また、Q 会議では研修コースを設け加盟国に対して最新情報を提供してきた。品質の改善を強力にかつ用意周到に進めようとする EU の姿勢がうかがえる。

日本でも「統計基本計画」で統計の品質の重要性が認知され、すでに 2009～10 年度においてガイドラインが作成されたり研究開発が動きはじめたことは注目に値する。ただし、始まったばかりであるので、今後の取り組みの状況を注視する必要がある。

「統計基本計画」において統計の品質改善に今後取り組む際に、国際的な動向、特に ESS の動向は参考に値するであろう。国連統計委員会の「政府統計の基本原則」(Fundamental Principles of Official Statistics: FPOS) や IMF などの先行する国際的な実践を踏まえて ESS の活動が 1990 年代後半から今日まで大きく発展してきており、その意味で国際的な統計品質論の到達点と見なしよう。

日本において具体的に参考になりうる点としては、例えば、ガイドラインの策定およびその実行の観点からは、ESS には、品質枠組み（品質の基本原則（例として CoP や FPOS など）、品質対象、品質概念、品質構

<sup>19</sup> 本稿では品質報告書や品質評価方法についてのハンドブックを紹介したが、関連した文献として、統計の生産過程の品質改善についてのハンドブックもある (Jones and Lewis eds. 2004)。

成要素、品質指標、品質報告、品質評価<sup>20</sup>など)と、品質改善の実行の枠組み(ESGAB, ESS委員会, ESAC, 新欧州統計法など, 図2参照)という2つの枠組みがあること, そしてこの2つが車の両輪となって統計の品質改善を推し進めていることが参考になるであろう。

参考になる一方で, ESSと日本とは異なる状況として, 経済の統一化をめざすEUにとって各国で作成される統計の品質を整え向上させることは避けて通れないこと, EUではEurostatがEU予算と法的根拠を伴ってEUの統計活動を調整できるので品質活動を推し進めやすいことがあり, このような状況がESSの品質改善活動を強力に推し進めている1つの要因と考えられる。とはいえ, Eurostat主導の下で各加盟国の統計機関関係者が長年にわたって議論し合意した成果である品質改善の枠組みや改善活動の経験や成果は, 品質活動では「後発」の日本において十分に吟味され, 今後の具体的な施策に活かされるべきであろう。

## 参考文献

### 【邦語文献】

- 会田雅人(2009)「欧州統計に関する実務規範制定の背景」『統計』5月号, pp.38-43
- 伊藤陽一訳著(1999)「『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文』『統計研究参考資料』No.61
- 伊藤陽一訳著(2002)「『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文(2)』『統計研究参考資料』No.79
- 伊藤陽一訳著(2005)「統計の品質(3): 国際統計機関における統計の品質—Q 2004 サテライト会議を中心に—」『統計研究参考資料』No.89

- 伊藤陽一(2007)「『統計品質論』から見た日本の統計—ヨーロッパ統計実践規約を材料に—」『研究所報』法政大学日本統計研究所, No.37
- 伊藤陽一訳著(2009)「統計の品質(6): 翻訳と論文—ESSにおける統計品質論と実践—」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所, No.102
- 伊藤陽一訳著(2010)「統計の品質(7)翻訳: フィンランド統計局 政府統計の品質ガイドライン」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所, No.105
- 伊藤陽一(2010)「『統計の品質』論におけるデータ品質構成要素の検討」『経済志林』Vol.77, No.4, pp.241-284
- 伊藤陽一・水野谷武志訳著(2007)「統計の品質(5): Q 2006とQ 2006 サテライト会議から(翻訳と関連論文)」『統計研究参考資料』No.97
- 伊藤陽一・水野谷武志訳著(2010)「統計の品質(8) Q 2008と2008年国際機関の統計データ品質会議/主要国—カナダでの統計の品質論と実践の展開」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所, No.108
- 一ノ瀬裕幸(2008)「ISO 20252の設立経緯とその普及対策について」『ESTRELA』No.169, pp.19-25
- 総務省(2009)『公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月31日閣議決定)』
- 総務省政策統括官(統計基準担当)(2010)『平成21年度 統計法施行状況報告』
- 総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計管理官室(2010)『諸外国における統計の制度と運営(その29)』
- 総務省統計局(2010)『公的統計の品質に関するガイドライン(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)』
- 経済統計学会政府統計研究部会事務局(2010)「新ガイドラインの制定—「公的統計の品質に関するガイドライン」, 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」」『経済統計学会政府統計研究部会ニュースレター』No.12, pp.6-8
- 島村史郎(2006)『統計制度論—日本の統計制度と主要国の統計制度—』日本統計協会
- 内閣府統計委員会(2010)『平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書』
- 水野谷武志訳著(2006)「統計の品質(4): 翻訳と論

<sup>20</sup> 品質管理学会においてISO 20252が取り上げられているが, これはESSにおいては品質評価方法の1つとしてすでに研究されてきており, 特にその研究をまとめた Ehling and Körner eds.(2007) は参考になると思われる。

- 文—IMF・品質サイトとQ 2004を中心に—  
『統計研究参考資料』No.93
- 水野谷武志 (2006) 「統計制度改革の国際的動向と統計品質論」『統計学』(創刊50周年記念号), 経済統計学会, No.90, pp.116-128
- 水野谷武志 (2008) 「統計制度の品質評価」『統計』4月号, pp.9-15
- 【英語文献】**
- Commission of the European Communities (2005a), *Communication from the Commission to the European Parliament and to the Council on the independence, integrity and accountability of the national and Community statistical authorities* (COM(2005)217).
- Commission of the European Communities (2005b), *Recommendation of the Commission on the independence, integrity and accountability of the national and Community statistical authorities* (COM(2005)217).
- Commission of the European Communities (2008a), *2008 report from the Commission to the European Parliament and the Council on implementation of the Code of Practice* (COM(2008)621).
- Commission of the European Communities (2008b), *Commission staff working paper* (SEC(2008)2635).
- Ehling, M. and Körner, T. eds. (2007), *Handbook on Data Quality Assessment Methods and Tools*, Eurostat.
- European Parliament and the Council (2009), *Regulation (EC) No 223/2009 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2009 on European Statistics* (OJ L87, 31.3.2009, p. 164-173).
- European Statistical Governance Advisory Board (2009), *Annual Report 2009: ESGAB's first annual report on the European Parliament and the Council on the implementation of the European Statistics Code of Practice by Eurostat and the European Statistical System as a whole*.
- Eurostat (2002), *Quality in the European Statistical System: The way forward*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- Eurostat (2003), *Definition of Quality in Statistics, Item 4.2: Methodological document, Working Group "Assessment of quality in statistics", Sixth meeting*.
- Eurostat (2005), *European Statistics Code of Practice Self Assessment Questionnaire*.
- Eurostat (2006a), *Eurostat self-assessment against the principles and indicators of the European Statistics Code of Practice*.
- Eurostat (2006b), *Report on the results of the first self-assessments carried out by the statistical authorities of the European Statistical System against the principles and indicators of the European Statistics Code of Practice*.
- Eurostat (2007a), *European Statistical System Code of Practice Peer Reviews: The peer's guide (version 1.2)*.
- Eurostat (2007b), *European Statistical System Code of Practice Peer Reviews: The National Statistical Institute's guide (version 1.3)*.
- Eurostat (2009a), *2009 Summary information on progress in National Statistical Institutes*.
- Eurostat (2009b), *ESS Standard for Quality Reports (2009 edition, Eurostat Methodologies and Working papers)*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- Eurostat (2009c), *ESS Handbook for Quality Reports (2009 edition, Eurostat Methodologies and Working papers)*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- Eurostat (2010), *Legal framework for European Statistics: The statistical law (2010 edition, Eurostat Compact guide)*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- Jones, N. and Lewis, D. eds (2004), *Handbook on improving quality by analysis of process variables*, Eurostat.

## 付録1 欧州統計実践規約 (仮訳)\*

### 制度的環境

制度的・組織的要因は、欧州統計を生産・配布する統計当局の効率と信用 (credibility) に大きな影響を与える。関連する問題は、専門的独立性、データ収集権限、資源の十分性、品質約束、統計的秘匿性、公平性および客観性である。

**原則1：専門的独立性**—他の政策、規制、行政部門・部局からの、または民間部門の経営者 (operators) からの統計当局の専門的独立性は、欧州統計の信用を保証する。

#### 指標

1.1 政府統計の生産・配布への政治的その他の外部的介入からの統計当局の独立性が法律に明記されている。

1.2 統計当局の長は、政策当局や行政的公的部局への上級レベルのアクセスを保証する十分に高い位階的地位を持つ。彼/彼女は最高の専門的能力 (calibre) を持つべきである。

1.3 統計当局の長、そして適切な場合には、統計部局の長は、欧州統計が独立した形で生産され配布されることを保証する責任を持つ。

1.4 統計当局の長、そして適切な場合には、統計部局の長は、統計方法、基準と手続き、統計公表の内容と時期の決定についての唯一の責任を持つ。

1.5 統計活動プログラムが公表され、定期報告書がその進捗状態を叙述する。

1.6 統計の公表は、政治的/政策的声明とは

明確に区分されて、別個に発表される。

1.7 統計当局は、適切な場合には、政府統計の批判や誤用をふくめて統計の問題に対して公的にコメントする。

**原則2：データ収集権限**—統計当局は、欧州統計の目的のための情報収集について明確な権限 (mandate) を持たなければならない。行政、企業、世帯及び一般公衆は、統計当局の要請により、欧州統計の目的でデータへのアクセスを許したりデータを配布したりすることを法律によって強制されるかもしれない。

#### 指標

2.1 政府統計の生産と配布のための情報収集の権限が法律に明記されている。

2.2 統計当局は国内法によって、統計目的による行政記録の使用を許されている。

2.3 適法行為に基づいて、統計当局は統計調査への回答を強制するかもしれない。

**原則3：資源の十分性**—統計当局が利用可能な資源は、欧州統計の要請にかなう十分なものでなければならない。

#### 指標

3.1 現在の欧州統計のニーズに応じるためには量と質の両方において、十分なスタッフ、資金及びコンピュータ資源が利用可能である。

3.2 欧州統計の範囲、詳細度および費用がニーズに対応している。

3.3 新しい欧州統計に対する需要を、その費用に照らして評価し、正当化する手続きが存在する。

\* 水野谷 (2008) 及び伊藤・水野谷 (2009) の資料4をもとに一部修正したものである。

3.4 すべての欧州統計に対する継続的なニーズを評価し、資源を使えるようにするためにいずれかを停止あるいは縮小できないか検討するための手続きが存在する。

**原則 4：品質約束**—すべての欧州統計システムへの参加メンバーは、「欧州統計システムの品質宣言」に定められた原則に従って自ら活動し、協力することを約束している。

### 指標

4.1 生産物の品質は、欧州統計システムの品質構成要素に従って定期的に監視されている。

4.2 統計の収集、処理、配布の品質に関する手続きが整っている。

4.3 品質内部のトレードオフをふくめて品質の検討を扱い、既存の調査及び新しい調査の計画をガイドする過程が整えられている。

4.4 品質ガイドラインが文書化されており、スタッフは十分訓練されている。これらのガイドラインは、文書にはっきり説明されており、公衆が知るところとなっている。

4.5 適切な場合には外部の専門家を使って主要な統計生産物の定期的で徹底的な評価が行われている。

**原則 5：統計的秘匿性**—データ提供者（世帯、企業、行政その他の回答者）のプライバシー、提供された情報の秘匿性、統計目的のためだけの使用は、絶対的に保証されなければならない。

### 指標

5.1 統計的秘匿性は法律によって保証されている。

5.2 統計当局のスタッフは就任に際して、法に定められた秘匿性の誓約に署名する。

5.3 統計的秘匿性のいかなる意図的な不履行に対しても、重い刑罰が科せられる。

5.4 生産と配布過程での統計的秘匿性の保護に関して指示とガイドラインが用意されている。それらのガイドラインは、文章にはっきり説明されており、公衆が知るところになっている。

5.5 統計データベースの安全性と誠実性を保護する物的・技術的規定が整えられている。

5.5 研究目的で統計的マイクロデータにアクセスする外部利用者に対して厳重な議定書 (protocols) が適用される。

**原則 6：公平性 (impartiality) と客観性**—統計当局は、科学的独立性を尊重し、客観的で、専門的ですがすべての利用者が同等に扱われる透明な方法で、欧州統計を生産し、配布しなければならない。

### 指標

6.1 統計は、統計的配慮によって決定される客観的基準にたって作成される。

6.2 出所と統計的技法の選択は、統計的配慮によって通知される。

6.3 公表された統計において発見された誤差は、最大限速やかに訂正され、公表される。

6.4 統計当局が使用した方法と手続きについての情報は、公衆が入手できる。

6.5 統計の公表日と時は事前に告知されている。

6.6 すべての利用者が統計の公表に同時にアクセスでき、外部利用者に対する公表前の優先的アクセスはすべて制限され、管理され、公表される。リークが発生したときには、公平性を保証するために、事前の告知体制が改定される。

6.7 記者会見での統計の公表と声明は、客観的であり、党派的でない。

## 統計的過程

統計当局が政府統計を組織、収集、処理、配布するために用いる過程において、欧州及びその他の国際的基準、ガイドライン、優良な実践が十分に注目されるべきである。統計への信用は、優良な管理と効率性での名声によって高められる。関連する側面は、堅実な方法論、適切な統計手続き、過重でない回答者負担及び費用効果である。

**原則7：堅実な方法論—堅実な方法論は統計の品質を支える。これは、十分な道具、手続き及び専門性を必要とする。**

### 指標

- 7.1 統計当局の全体的な方法論的枠組みは、欧州とその他の国際的基準、ガイドライン、優良な実践に従っている。
- 7.2 標準的な概念、定義、分類が統計当局の全体を通じて一貫して適用されていることを保証する手続きが整えられている。
- 7.3 ビジネスレジスターと人口調査のフレームは、高い品質を保証するために必要に応じて定期的に評価され、調整されている。
- 7.4 国内の分類及び部門化の体系と、対応する欧州の体系との間に細部の一致がある。
- 7.5 大学の適切な専攻からの卒業生が採用されている。
- 7.6 スタッフは、最善のものから学び、その専門性を改善するために、国際的な適切な訓練課程や会議に出席し、国際的レベルでの統計の同僚と連絡をとる。
- 7.7 方法論を改善するために科学界との協力が組織され、外部的レビューが、採用されている方法の品質と有効性を評価し、実施可能なときには、より優れた道具を奨励している。

**原則8：適切な統計手続き—データの収集**

から確認までに採用されている適切な統計手続きが、統計の品質を支えなければならない。

### 指標

- 8.1 欧州統計が行政データに基づいているところでは、行政目的に使われる定義や概念は、統計目的に要求されるものに良く近似しているものでなければならない。
- 8.2 統計調査の場合には、調査票は、データの収集に先立って組織的にテストされている。
- 8.3 調査設計、標本選択、標本のウェイトは、十分な基礎に立ち、必要なときには、定期的にレビューされ、改定され、更新されている。
- 8.4 実査活動、データ入力及びコーディングが定常的に監視されており、必要なときには改訂される。
- 8.5 適切なエディティングと補定 (imputation) のためのコンピュータシステムが使用されており、必要なときには、定期的にレビューされ、改定され、更新されている。
- 8.6 改訂は、十分に確立された基準と透明な手続きに従っている。

**原則9：過重でない回答者負担—報告負担は、利用者のニーズに釣り合っており、回答者に過重な負担となってはならない。統計当局は回答者負担を監視し、時とともにそれを削減するための目標を立てている。**

### 指標

- 9.1 欧州統計からの要求の範囲と詳細は、絶対的に必要なものに限られている。
- 9.2 報告負担は、適切なサンプリング技法を通じて調査母集団全体に可能な限り広く分散されている。
- 9.3 ビジネスから獲得される情報は、可能

な限り、その勘定から容易に入手可能であり、電子的手段が、その回答を容易にすることが可能なところで使用されている。

9.4 最善の推定値や近似は、厳密な詳細が容易に入手できないときに許されている。

9.5 行政的な情報源は、情報への要求の重複を避けるために可能なときにはいつも使用されている。

9.6 統計当局間のデータ共有が、調査の増加を避けるために一般化している。

**原則 10：費用効果—資源は有効に使用されるべきである。**

### 統計生産物

入手できる統計は、利用者のニーズに見合うべきである。統計は欧州品質基準に従い、欧州の機関、政府、研究機関、ビジネスの関心や公衆一般のニーズに役立つべきである。重要な問題は、統計が適合性を持ち、正確で、信頼でき、適時的であり、整合的で、地域と諸国を越えて比較可能であり、利用者が容易にアクセス可能であるという度合いに関わる。

**原則 11：適合性—欧州統計は利用者のニーズに対応しなければならない。**

#### 指標

11.1 利用者と協議し、既存の統計が利用者のニーズに対応する点での適合性と実際の効用を監視し、利用者の新たなニーズと優先度について助言する過程が整っている。

11.2 優先度のニーズが満たされ、活動プログラムに反映されている。

11.3 利用者満足度調査が定期的に実施されている。

**原則 12：正確性と信頼性—欧州統計は正確かつ信頼できる形で、現実を描くべきである。**

#### 指標

10.1 内部的と、独立した外部的手段が、統計当局による資源の利用を監視している。

10.2 定型的な事務的作業（例えば、データの取り込み、コーディング、確認）は、可能な範囲で自動化されている。

10.3 情報通信技術に関する生産性の潜在的可能性が、データ収集、処理及び配布のために最大限に活用されている。

10.4 行政記録の統計的な潜在可能性を改善し、費用のかかる直接調査を避けるために、積極的な努力が払われている。

#### 指標

12.1 原データ、中間的結果及び統計生産物が評価され、確認されている。

12.2 標本誤差と非標本誤差が、欧州統計システムの品質構成要素の枠組みに応じて測定され、体系的に文書化されている。

12.3 改訂の研究と分析が定型的に遂行され、統計的過程を通知するために内部的に使用されている。

**原則 13：適時性と時間厳守性—欧州統計は適時的かつ時間厳守的な形で配布されるべきである。**

#### 指標

13.1 適時性は欧州及び国際的な最高の配布基準にそっている。

13.2 欧州統計の公表に向けて基準になる日の時間が定められている。

13.3 欧州統計の周期は可能な限り利用者の要求を考慮している。

13.4 配布時間の予定からのいかなる乖離も、前もって公表され、説明され、新しい発表日が定められる。



13.5 許容できる総合的な品質を持つ予備的結果が、有効と考えられるときには配布されてよい。

**原則 14：整合性と比較可能性**— 欧州統計は、時間の経過においても内部的に一貫しており、地域と国の間で比較可能であるべきである。つまり、異なる情報源からの関連するデータを結合し、つなぎ合わせた利用が可能であるべきである。

### 指標

- 14.1 統計は内的に整合的かつ一貫している(例えば、算術的及び計算的同一性が認められる)。
- 14.2 統計は合理的な期間にわたって、整合的でありかつ調整されている。
- 14.3 統計は、異なる調査や情報源の範囲、定義、単位及び分類に関して、共通の基準に基づいて作成されている。
- 14.4 異なる調査や情報源からの統計統計は比較され、調和されている。
- 14.5 データの国家間の比較可能性が、欧州統計システムと他の統計システムとの定期的交換を通じて保証されている。つまり、方法論的研究が加盟国と欧州連合統計局 (Eur-

ostat) との間の緊密な協力の下に遂行されている。

**原則 15：アクセス可能性と明瞭性**— 欧州統計は、明瞭で理解可能な形で示され、適切で便利な形で配布され、補助となるメタデータとガイダンスを伴って公平に入手できてアクセスできるべきである。

### 指標

- 15.1 統計は、適切な解釈や意味のある比較を促進する形で示されている。
- 15.2 配布サービスは、現代的な情報通信技術を、そして適切な場合には伝統的なハードコピーを使う。
- 15.3 実行可能な場合には、注文によって設計された分析が提供され、公表される。
- 15.4 研究目的のためにマイクロデータへのアクセスが許されることがある。このアクセスは厳しい議定書に従っている。
- 15.5 メタデータは標準化されたメタデータシステムにしたがって文書化されている。
- 15.6 利用者は統計的過程の方法と、欧州統計システムの品質基準を配慮した統計生産物の品質を常に知らされている。

付録2 「平成21年度統計法施行状況」における統計の品質改善に関する事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成21年度中の検討状況又は進捗状況
第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 1 効率的な統計作成 ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。	21年度に「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ(WG)」を設置し、22年度から検討を行っていく予定。
第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 3 経済・社会の環境変化への対応 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	○ IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日直前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。	「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)の下に「統計の品質評価に関するワーキンググループ」(WG)を設け、平成21年12月より、各府省等による具体的な検討を開始し、22年3月に「公的統計の品質に関するガイドライン」を策定(平成22年3月31日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。 これに基づき、各府省において平成22年度前半に試行的な検証を行った上、その結果を踏まえ、22年度後半から改めてWGにおいて品質の表示項目や表示方法・区分等について検討を行い、22年度末までにその内容を決定した上で、23年度から本格実施の予定。 公表期日直前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成21年度に検討を開始し、概ね合意が得られたことから、平成22年5月12日に「公表期日直前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知する予定である。
	○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。	各府省	平成22年度から実施する。	21年度は取組実績なし(22年度以降「統計の品質評価に関するWG」における検討結果を踏まえて対応していく予定)。
	○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成22年度から実施する。	21年度は取組実績なし。
第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の活用等)と学会等との連携強化	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。 ○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。	統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行った。 日本品質管理学会に対し統計の品質評価に関する研究を要請することを通じ、学会における統計の品質評価の研究促進を図った。
第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 5 その他 (3) 統計の中立性	○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。 ○ 公表期日直前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。	21年度は取組実績なし(22年度以降「統計の品質評価に関するWG」における検討結果を踏まえて対応していく予定)。

出所：総務省政策統括官(統計基準担当)(2010)『平成21年度 統計法施行状況』より抜粋。